

# 追加資料(介護報酬関係)

(2015・2・11 中央社保協介護保険運動交流集会)

全日本民主医療機関連合会  
事務局次長 林 泰則

## 介護報酬とは

- 介護事業所が提供したサービスに対して介護保険から毎月支払われる報酬
- 個々のサービスのいわば「公定価格」という性格をもち、サービスの水準や内容を事実上決定づけるもの
- 事業所にとって唯一と言って良い収益源。この報酬の中で職員の給与など必要な経費が賄われる。



★ ( 基本報酬(単位) + 加算(単位) ) × 報酬単価 (標準は1単位:10円) = 介護費(円)

【例】通所介護(通常規模) / 要介護3・「7時間以上9時間未満」×10日

基本報酬9440単位 + 各種加算730単位 = 10,170単位

10,170単位 × 10円(標準) = 101,700円

91,530円(保険給付額)  
10,170円(利用料負担)

↓

9割 → 保険給付額  
1割 → 利用料負担

基本報酬(基本サービス費)の改定－「平成27年度介護報酬改定の概要」より

全日本医師連/介護・福祉部事務局作成(2015・2・6)

サービス種別	区分	要介護度	現在	15年4月	15年8月	増減差	増減率			
居宅介護支援/月	居宅介護支援費Ⅰ	要介護1、2	1,005	1,042		37	3.7			
		要介護3～5	1,306	1,353		47	3.6			
	居宅介護支援費Ⅱ	要介護1、2	502	521		19	3.8			
		要介護3～5	653	677		24	3.7			
	居宅介護支援費Ⅲ	要介護1、2	301	313		12	4.0			
		要介護3～5	392	406		14	3.6			
介護予防支援/月			414	430		16	3.9			
訪問介護	身体介護	20分未満	171	165		▲6	▲3.5			
		20分以上30分未満	255	245		▲10	▲3.9			
		30分以上1時間未満	404	388		▲16	▲4.0			
	生活援助	20分以上45分未満	191	183		▲8	▲4.2			
		45分以上	236	225		▲11	▲4.7			
		通院等乗降介助	101	97		▲4	▲4.0			
訪問看護	訪問看護ステーション	20分未満	318	310		▲8	▲2.5			
		30分未満	474	463		▲11	▲2.3			
		30分以上1時間未満	834	814		▲20	▲2.4			
		1時間以上1時間30分未満	1,144	1,117		▲27	▲2.4			
	病院または診療所	20分未満	256	262		6	2.3			
		30分未満	383	392		9	2.3			
		30分以上1時間未満	553	567		14	2.5			
		1時間以上1時間30分未満	815	835		20	2.5			
		PT、OT、STの場合	318	308		▲10	▲3.1			
		訪問リハ/回		307	302		▲5	▲1.6		
通所介護/日 (7時間以上9時間未満)	小規模型通所介護	要介護1	815	735		▲80	▲9.8			
		要介護2	958	868		▲90	▲9.4			
		要介護3	1,108	1,006		▲102	▲9.2			
		要介護4	1,257	1,144		▲113	▲9.0			
		要介護5	1,405	1,281		▲124	▲8.8			
	通常規模型通所介護	要介護1	695	656		▲39	▲5.6			
		要介護2	817	775		▲42	▲5.1			
		要介護3	944	898		▲46	▲4.9			
		要介護4	1,071	1,021		▲50	▲4.7			
		要介護5	1,197	1,144		▲53	▲4.4			
	大規模型通所介護Ⅰ	要介護1	683	645		▲38	▲5.6			
		要介護2	803	762		▲41	▲5.1			
		要介護3	928	883		▲45	▲4.8			
		要介護4	1,053	1,004		▲49	▲4.7			
		要介護5	1,177	1,125		▲52	▲4.4			
	大規模型通所介護Ⅱ	要介護1	665	628		▲37	▲5.6			
		要介護2	782	742		▲40	▲5.1			
		要介護3	904	859		▲45	▲5.0			
		要介護4	1,025	977		▲48	▲4.7			
		要介護5	1,146	1,095		▲51	▲4.5			
通所リハ/日 (6時間以上8時間未満)	通常規模型	要介護1	677	726		49	7.2			
		要介護2	829	875		46	5.5			
		要介護3	979	1,022		43	4.4			
		要介護4	1,132	1,173		41	3.6			
		要介護5	1,283	1,321		38	3.0			
短期入所生活介護/日	単独型Ⅰ:従来型個室	要支援1	486	461		▲25	▲5.1			
		要支援2	603	572		▲31	▲5.1			
		要介護1	648	620		▲28	▲4.3			
		要介護2	719	687		▲32	▲4.5			
		要介護3	791	755		▲36	▲4.6			
		要介護4	862	822		▲40	▲4.6			
		要介護5	931	887		▲44	▲4.7			
		単独型Ⅱ:多床室	要支援1	524	495	460	▲29	▲5.5	▲64	▲12.2
			要支援2	652	615	573	▲37	▲5.7	▲79	▲12.1
			要介護1	722	687	640	▲35	▲4.8	▲82	▲11.4
	要介護2		791	754	707	▲37	▲4.7	▲84	▲10.6	
	要介護3		863	822	775	▲41	▲4.8	▲88	▲10.2	
	併設型Ⅰ:従来型個室	要介護4	932	889	842	▲43	▲4.6	▲90	▲9.7	
		要介護5	1,000	954	907	▲46	▲4.6	▲93	▲9.3	
		要支援1	458	433		▲25	▲5.5			
		要支援2	569	538		▲31	▲5.4			
		要介護1	612	579		▲33	▲5.4			
		要介護2	683	646		▲37	▲5.4			
		要介護3	755	714		▲41	▲5.4			
		要介護4	825	781		▲44	▲5.3			
要介護5		895	846		▲49	▲5.5				
併設型Ⅱ:多床室		要支援1	502	473	438	▲29	▲5.8	▲64	▲12.7	
	要支援2	617	581	539	▲36	▲5.8	▲78	▲12.6		
	要介護1	686	646	599	▲40	▲5.8	▲87	▲12.7		
	要介護2	755	713	666	▲42	▲5.6	▲89	▲11.8		
	要介護3	826	781	734	▲45	▲5.4	▲92	▲11.1		
	要介護4	896	848	801	▲48	▲5.4	▲95	▲10.6		
	要介護5	964	913	866	▲51	▲5.3	▲98	▲10.2		
短期入所療養介護/日	通常型:多床室	要介護1	831	823		▲8	▲1.0			
		要介護2	879	871		▲8	▲0.9			
		要介護3	942	932		▲10	▲1.1			
		要介護4	996	983		▲13	▲1.3			
		要介護5	1,049	1,036		▲13	▲1.2			
特定施設入居者生活介護/日 (居宅サービス分)	要支援1		197	179		▲18	▲9.1			
			456	308		▲148	▲32.5			
	要介護1		564	533		▲31	▲5.5			
			632	597		▲35	▲5.5			
	要介護3		705	666		▲39	▲5.5			
			773	730		▲43	▲5.6			
	要介護5		844	798		▲46	▲5.5			

※認知症加算、独居高齢者加算(各150単位)を基本報酬に包括化

増減差② 増減率②  
▲64 ▲12.2  
▲79 ▲12.1  
▲82 ▲11.4  
▲84 ▲10.6  
▲88 ▲10.2  
▲90 ▲9.7  
▲93 ▲9.3

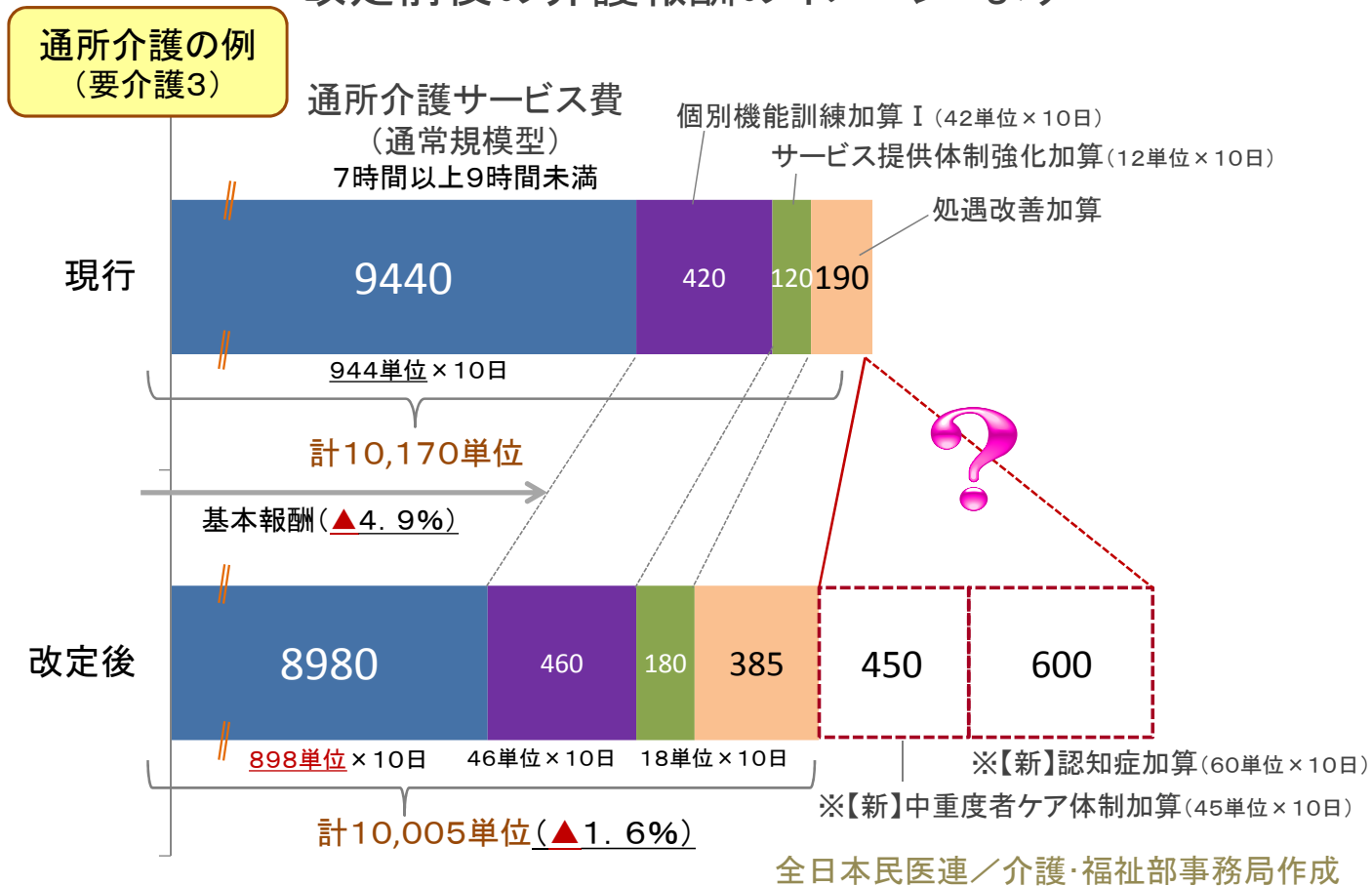
(現在 → 8月)

増減差② 増減率②  
▲64 ▲12.7  
▲78 ▲12.6  
▲87 ▲12.7  
▲89 ▲11.8  
▲92 ▲11.1  
▲95 ▲10.6  
▲98 ▲10.2

(現在 → 8月)

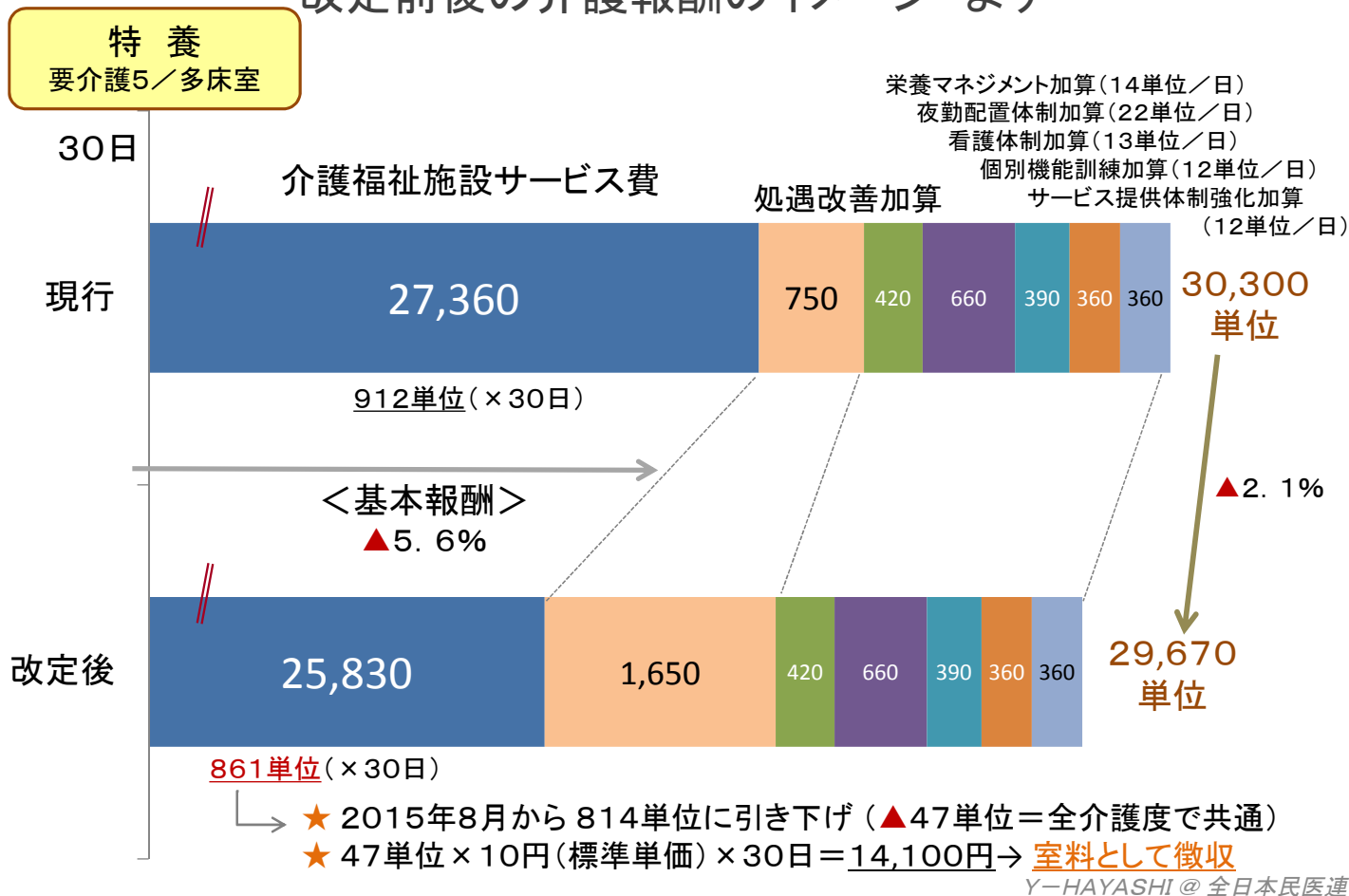
# 介護報酬改定に伴うサービスの報酬の変化(例)

## 改定前後の介護報酬のイメージ より



# 介護報酬改定に伴うサービスの報酬の変化(例)

## 改定前後の介護報酬のイメージ より



# 介護予防サービス訪問介護・通所介護の報酬

## 介護予防訪問介護費

### <要支援1>

介護予防訪問介護費(Ⅰ) 1,226 単位/月 → 1,168 単位/月 (▲4.7%)

介護予防訪問介護費(Ⅱ) 2,452 単位/月 → 2,335 単位/月 (▲4.8%)

### <要支援2>

介護予防訪問介護費(Ⅲ) 3,889 単位/月 → 3,704 単位/月 (▲4.8%)

## 介護予防通所介護費

要支援1 2,115 単位/月 → 1,647 単位/月 (▲22.1%)

要支援2 4,236 単位/月 → 3,377 単位/月 (▲20.2%)

## 【総合事業ガイドライン】「サービスの単価・利用者負担・給付管理」

サービス内容等に応じて、市町村が単価・利用者負担を設定する。

- 現行の訪問介護等に相当するサービスの単価は、市町村において、国が定める額(予防給付の単価)を上限として、個別の額(サービス単価)を定める。それ以外の指定事業者によるサービスの単価は、市町村が、その内容や時間、基準等を踏まえ、国が定める額を上限として設定。
- 利用者負担は、市町村が、サービス内容や時間、基準等を踏まえ設定。なお、現行の訪問介護等に相当するサービスは、介護給付の利用者負担割合(1割、一定以上所得者は2割)等を勘案し、設定。ただし、下限は当該給付の利用者負担割合。

Y-HAYASHI @ 全日本民医連

## 介護報酬2015年改定の問題点

### ■ 事業者・地域にとって

### ■ 介護従事者にとって

### ■ 利用者にとって

### ■ 地方自治体にとって

Y-HAYASHI @ 全日本民医連